

## 令和8年度学童保育所保育料免除申請のお知らせ

学童保育においては学童保育所保育料免除の制度があります。該当の方は、学童保育所保育料免除申請書に関係書類の写しを添えて、提出してください。(様式は、宮代町役場の窓口、各学童保育でお渡してきます。また、宮代町のホームページからもダウンロード可能です。)

※ 免除対象の方は、申請をすることで、免除の決定があった月から保育料(8,000円)が免除されます。

※ おやつ代については、学童保育所での実費徴収のため免除の対象ではありません。

### 記

次の要件のいずれかに該当する方は、保育料免除対象となります。

- ◇ 生活保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ◇ 児童扶養手当を受けている方
- ◇ 就学援助を受けている方
- ◇ 放課後等デイサービスの支援を受けている方

**※利用実績が確認できることが条件**

免除の対象となる方	提出書類及び添付書類	申請時期	提出先
生活保護を受けている方	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 生活保護受給証明書(写し)	入所申請と同時 または、 入所決定後速やかに申請	子育て支援課 保育担当 (役場8番窓口)  または  各学童保育所
児童扶養手当を受けている方	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 児童扶養手当証書(写し)	入所申請と同時 または、 入所決定後速やかに申請	
就学援助を受けている方	①学童保育所保育料免除申請書 ②就学援助認定証(写し)	令和8年度就学援助認定後 に速やかに申請	
放課後等デイサービスを受けている方	① 学童保育所保育料免除申請書 ② 放課後等デイサービスを利用することが確認できる証明となるもの(契約書等の写し)	入所申請と同時 または、 入所決定後速やかに申請	

※ 上記の要件について、年度途中の認定の場合、認定月からの免除となります。

※ 免除の決定は年度毎となります。令和7年度の保育料を免除されている方も、再度申請が必要です。

※ 申請の際は、添付書類の有効期間等を必ず確認してください。

※ 免除対象でなくなった場合、必ず保育担当までご連絡ください。

※ 免除決定するまでは、保育料を納入してください。決定後、納入された保育料は還付いたしません。